

# 動物による危害防止対策強化月間

# 飼い主はマナーを守って

11月は「動物による危害防止対策強化月間」です。動物を飼っている人は、マナーを守って動物を正しく飼いましょう。

## 犬の登録と狂犬病注射

登録・注射の確実な実施によって、国内に狂犬病が侵入したときのまん延を防ぐことができます。

鑑札や注射済票は必ず装着してください。

## 犬の放し飼いはしない

犬の放し飼いは禁止されています。

す。人への危害の原因となるので、絶対にしないでください。犬の散歩は引き綱を付け、急な動きを制御できる人が行い、排せつ物は飼い主の責任で必ず始末してください。

## 危険な動物の飼養許可

危険から猫を守ることもなります。

飼犬が人をかんだときは、飼い主が保健所に届け出する義務があります。

## 捨て犬・捨て猫の禁止

捨て犬・捨て猫による苦情が多く寄せられています。ペットは家族の一員です。決して捨ててはいけません。動物をみだりに捨てること、「動物の愛護及び管理に関する法律」により罰せられることがあります。

## 猫は室内で飼う

猫は室内で飼いましょう。他人の敷地で排せつするなどの迷惑を防止でき、病気や交通事故などの

カミツキガメ・ヘビ・サルなど危険な動物に指定されている動物を飼育する場合は、あらかじめ保健所長の許可が必要です。動物が逃げ出すことのないように、管理には十分注意してください。逃げた場合には、直ちに保健所・警察へ通報してください。

## 犬・猫の引き取り

動物は責任を持って最後まで面倒を見ましょう。どうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。見つからない場合でも絶対に捨てずに、動物愛護センターなどへ相談してください。

※くわしくは印旛健康福祉センター(印旛保健所)成田支所(☎26-7231)または県動物愛護センター(☎93-5711)へ。



## 犬のしつけってどうやるの?



千葉県動物保護管理協会では、「犬のしつけ教室」を定期的で開催しています。犬と共に幸せに暮らしていくために、きちんとしたしつけをマスターしましょう。

日時＝毎月第3火曜日 午後1時30分～4時30分

会場＝県動物愛護センター(富里市)

定員＝15組(飼い犬同伴は6組まで)

参加費＝2,500円(飼い犬同伴は1頭3,500円)

※飼い犬同伴での参加には条件があります。申し込みは県動物愛護センター(☎93-5711)へ。